

毒物劇物取扱者試験に合格した方へ

(合格証書の取扱い等について)

毒物劇物取扱者試験に合格した方には、合格証書を郵送いたします。

この試験に合格した方は、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第8条第1項第3号（試験合格者）に該当する資格を有しますが、一般の免許制度とは異なり次の違いがありますので、御承知おきください。

- 1 この資格は法に定める知識を有することを証明するものであって、免許ではありませんので、免許証等の発行はありません。
- 2 「結婚などで姓が変わった」あるいは「引っ越しなどで住所が変わった」等の場合でも届出の必要はありません。ただし、姓が変わった、住所が変わった後の各種手続に合格証書を使用する場合には、戸籍抄本、住民票等、その変更の事実が確認できる書類を提示するなどしてください。

- 3 合格証書は大切に保管してください。

万一、合格証書を紛失したときは、「合格証明書交付申請」を行うことにより合格証明書の交付を受けることができます。申請手続きの方法については、住所地を管轄する健康福祉センター又は県庁医薬・生活衛生課へ御相談いただくか、栃木県のホームページから御確認願います。

なお、「合格証明書交付申請書」に記載する事項は次のとおりですので、万一に備え記録をしておいてください。

- (1) 合格者住所、氏名、生年月日（受験願書に記載したとおり）
- (2) 試験の実施日、試験の区分（一般・農業用品目・特定品目）

(問合せ先)

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課 温泉・薬物対策担当
☎028-623-3119